

改革が進むミャンマー投資動向

(1) 新投資法が本格運用へ、関連法令がついにそろそろ

2014年からミャンマー投資委員会（MIC）／計画財務省・投資企業管理局（DICA）が策定に取り組んできたミャンマー投資法（Myanmar Investment Law：以下、新投資法）は、2016年10月18日に成立した後、これを実際に動かすための投資細則（Investment Rules：以下、細則）や、関連通達（Notification）の策定・成立・公表が順次進められてきた。そして2017年4月10日の外資業種規制通達（いわゆるネガティブリスト）の成立・公表をもって、主要な関連法令がついにそろそろ（表1参照）、本格運用の段階に入った。かねてより、2016年度（2016年4月～2017年3月）のうちにこれらをそろえ、新年度となる2017年度（2017年4月～2018年3月）には本格運用を開始できるようにするとMIC／DICAは述べてきていたが、おおむね間に合った形になった。

【表1. 新投資法関連の細則・通達の整理（2016年10月～2017年4月）】

種別	通称	成立状況
法律(Law)	ミャンマー投資法 Law No.40/2016	2016年10月18日成立済み
細則(Rules)	ミャンマー投資細則 計画財務省 Notification No.35/2017	2017年3月30日成立、同月31日公表済み
通達(告示) (Notification)	ゾーニング地域指定通達 MIC Notification No.10/2017	2017年2月22日成立、同月28日公表済み
同	地方権限移譲閾値通達 MIC Notification No.11/2017	2017年3月3日成立、同月8日公表済み(ミャンマー語のみ)
同	投資促進セクター通達 MIC Notification No.13/2017	2017年4月1日成立・公表済み
同	外資業種規制通達(ネガティブリスト) MIC Notification No.15/2017	2017年4月10日成立・公表済み

出典：DICA ウェブサイト（2017年）を基に筆者作成

まず特筆したいのが、新投資法は2014年の策定開始以来、ミャンマーとしては異例の、極めて透明度の高いプロセスを経て策定されてきたことである。法案の更新版ができるたびにウェブサイトには法案を掲載し、公聴会やパブリックコメントなどを頻繁に行ってきた策定過程を経て「ミャンマーの各省は法律の策定が依然不明瞭である・・・ただしDICAを例外として」（Myanmar Centre for Responsible Business 代表 Vicky Bowman 氏言、2017年3月31日付 Myanmar Times 紙、筆者仮和訳・要約）とまで評されるようになってきた（表2参照）。

【表 2. 新投資法案策定の履歴（全て適時 DICA ウェブサイトにて公表）】

版	日付	英語版	概要
案第 1 版	2014 年 8 月 20 日付	あり	公聴会数回開催
案第 2 版	2015 年 2 月 24 日付	あり	ウェブ上でパブコメ実施公聴会開催
案第 3 版	2015 年 7 月 29 日付	なし	コメント反映
案第 4 版	2016 年 1 月 15 日付	なし	
案第 5 版	2016 年 5 月 30 日付	なし	新政権下初
案第 6 版	2016 年 7 月 6 日付	あり	公式英語版久々策定・日本ミャンマー共同イニシアティブ(MJJI)説明会版
案最終版	2016 年 9 月 16 日公開	なし	議会提出
下院承認版	2016 年 9 月 28 日付	なし	下院で修正あり
成立版	2016 年 10 月 18 日付	あり	非公式英訳同時掲載、公式英訳版が 2017 年 1 月 3 日公開。仮和訳版が 2016 年 12 月 7 日付掲載。

出典：DICA ウェブサイトを基に筆者作成

新投資法は、外国投資法（Foreign Investment Law：No.21／2012、2012 年 11 月施行）とミャンマー市民投資法（Myanmar Citizens Investment Law：No.18／2013、2013 年 7 月施行）の 2 法を統合し、この機に投資家保護など、国際的水準に見合った法律とすることを意図したものである。東南アジア諸国連合（ASEAN）各国は、インドネシア、ベトナムなど順次 2 法を統合し、残るはミャンマーだけになっており、内外無差別の投資原則の具現化、ASEAN 域内制度調和化のため、経済協力開発機構（OECD）の投資政策レビュー（2014 年）などでも提言されていたものであった。基本的には新投資法の成立・本格運用により、投資環境が整備され、外国投資促進が進展していくことが期待されている。

新投資法のポイントは幾つかあるが、第一に、別途指定された要件に該当する案件を除き、投資が原則自由になることである。新投資法 36 条により指定され、細則により詳細が示された要件（国にとっての戦略的事業、1 億ドル超の巨額投資、環境・地域社会に深刻な影響のある事業、国有地・建物を利用する事業、他別途定める事業）に当てはまる投資案件は従来通り投資認可が必要であるが、それ以外は不要となる。

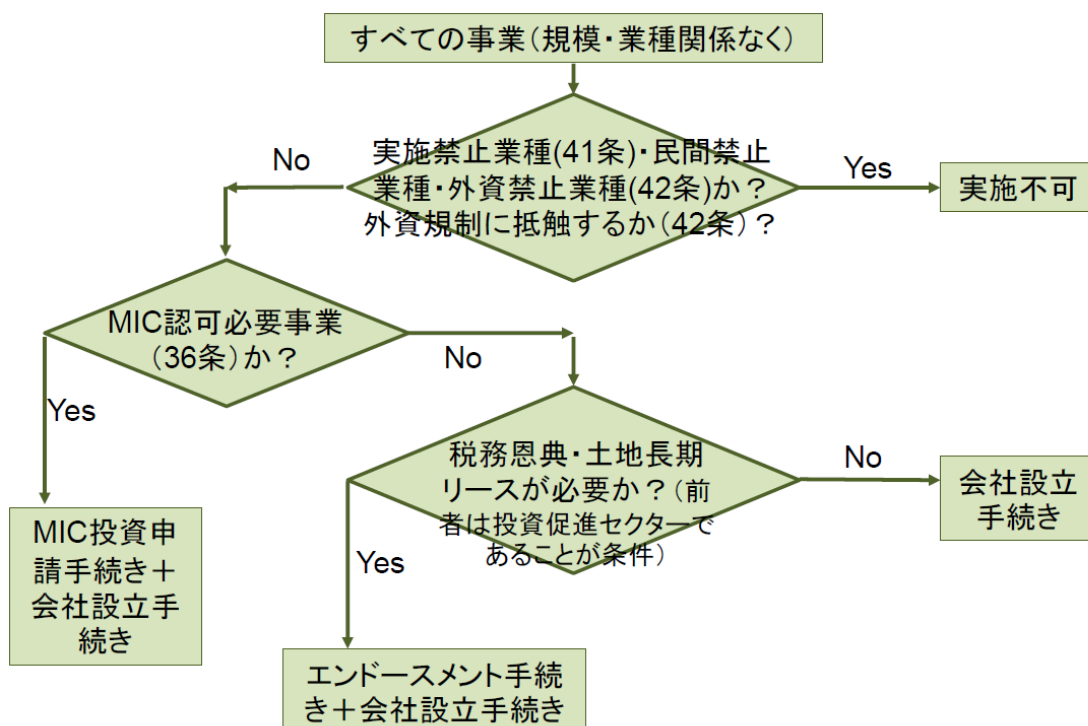
第二に、これまで投資認可を受けることによって得ていた特典（税務恩典、および外国企業に認められていない土地長期リースの許可の 2 点）は、投資認可不要の案件であっても、別途新設された「エンドースメント手続き」により、享受できるようになる。

第三に、新投資法は（従来外国投資法では対象と認識されていなかった規模やセクターの案件も含め）全ての事業を対象としていることである。これは全ての案件が投資認可を必要とするという意味ではなく、いったん新投資法の枠内で、どのような手続きが必要となるのかを考えるという意味である。なお、これらの判断を手助けするために、別途「スクリーニング手続き」が細則にて新設され、法的拘束力はないものの、10日以内に見解を当局が文書にて返答する仕組みが導入された。

第四に、税務特典が優遇度合いに応じて変わることである。これには、投資場所とセクターの二つのファクターがある。前者は、別途、ゾーニング地域指定通達（MIC Notification No. 10/2017）によって、開発度合いに応じ全国を三つのゾーンに分け、より開発の遅れた地域への投資を優遇するもの、後者は、別途、投資促進セクター通達（MIC Notification No. 13/2017）にて指定した業種のみ税務特典を与えるものである（ただし大多数のセクターは指定の範囲に入っている）。

他にも多くのポイントがあるが、別の機会に解説したい。なお、新投資法に基づいた投資の判断フローを、誤解を恐れずにごく単純化して図式化したものが図1になる。

【図1. 新投資法に基づく必要手続き判断フロー（簡易版）】



出典: DICA (2017), 筆者仮フロー作成

筆者は、2017年3月まで国際協力機構（JICA）からDICAに投資振興アドバイザーとして派

遣され、ミャンマー政府の支援を行うとともに、日系企業などの皆さまへの情報提供も行ってきた。こうした経験に基づき、ここ数年の流れを踏まえた上で、ミャンマーの投資環境・動向を巡る最新の状況を何回かに分けて分かりやすく共有していきたい。

(2017年4月20日作成)



Profile

本間 徹 Toru Homma

独立行政法人国際協力機構(JICA)
国際協力専門員(民間セクター開発:投資・貿易・産業振興)



前ミャンマー計画財務省・投資企業管理局(DIOA)・JICA投資振興アドバイザー(2014年3月～2017年3月)。現在、独立行政法人国際協力機構(JICA)国際協力専門員(民間セクター開発:投資・貿易・産業振興)。英国マンチェスター大学・産業戦略貿易政策修士課程修了。インドネシア商工省JICA専門家、経済協力開発機構(OECD)金融企業局投資課プロジェクトマネージャ/投資政策アナリスト(在フランス)、JICAアフリカ地域貿易投資アドバイザー(在ケニア)等を歴任。海外在住6か国、訪問は102か国。